

札幌社保協 FAXニュース

2011年 7月 4日(月)
社保協事務局 発行
Tel 823-0867 Fax 821-3701
E-mail: s-syaho@kin-ikyo.or.jp
http://www.sapporo-syahokyo.jp/

国保・介護・後期
高齢者医療110番は、
7月28日(木)です

介護予防サービス 奪わないでほしい 高齢者の希望 札幌社保協と市介護保険課の懇談



札幌社保協は6/29、介護保険法の改悪を受けて、市の考えを聞くこと、介護現場の実態を伝えることを目的に札幌市の介護保険担当者との懇談を行いました。区社保協、勤医協在宅、いつくしみの会、年金者組合、新婦人、共産党、道社保協など35人が参加。市からは介護保険課長、事業担当指導課長など4人が出席しました。懇談の前には「北海道民医連のホームヘルパー事例集」を市側に渡しました。

【介護予防の保険給付はすし】

市側は国からの指示はこれから、保険者の判断になったと理解している、事業計画委員会意見も聞くと回答。社保協の参加者からは要支援の人の実態を報告し、サービス取り上げをしないように要請。

柏ヶ丘のヘルパーセンターからは、「全盲となった男性にヘルパーが自立のための援助をしている例」を述べ、「自費の生活支援や配食サービスでは負担が重くて利用できない、サービスを取り上げないようにしてほしい」と報告。菊水のデイサービスからは「先の震災で被災し、札幌の子どもの家に移り住んだ90歳の方は閉じこもりがちだったが、デイサービスを利用して腰の痛みも軽減、表情も明るくなり『希望が持てるようになった』と話している」事例を報告しました。

市側は軽度者を保険給付から除外する自治体は余りないのではないかと「感触」を示しましたが、出席者からは「たとえ、来年すぐに要支援者を日常生活支援事業に移行させることがなくても、国からの圧力と誘導が強まる可能性がある。その時に自治体が利用者・家族、市民の立場に立って介護サービスを守ることが重要だ」と指摘がありました。

【介護保険料滞納者の給付抑制】

東区のケアマネからは、保険料滞納で3割負担にされている（2年前以上の滞納があると保険料をさかのぼって納入できず3割負担等の「罰則」を受ける）事例が出され、負担が重く必要な介護を受けられないことが報告されました。小樽市などではこのような制限を行っていませんが、市側は「小樽は（制限を行わないことに）毎年道の指導を受けている。札幌市も同じ対応をしたら道の指導を受ける」と、改善の方向を示しませんでした。

【特養、介護保険料】特養は今後3年間の計画で定員増のペースを2倍にしていくとのことでしたが、それでも市長公約の1000人定員増は微妙な状況です。保険料は次期介護報酬や2号(64歳以下)と1号(65歳以上)被保険者の負担配分が決まらないと判断が難しい、安定化基金などをどれだけ使えるかで要素が決まる、との説明でした。

国保・介護・後期高齢者医療110番

収入減で払えない、差し押さえ通知等多くの相談

国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会は、6/24、6/30に市内各區で一斉に相談会を開催。相談者は76人に上っています（現時点）。特徴では自営業の収入減少や不況・病気で収入減、パートの収入減などが増えており、高い国保料を払えない世帯が増えています。北区の71歳夫70歳妻の世帯は、昨年10月にパートを解雇され、年収120万円がなくなり、140万円余りの夫婦の年金だけになって所得激減の減免申請をしました。

夫婦と高校生の世帯、夫は病気で再就職するも収入が低く、前年度の国保料滞納がありました。納付相談の際に、滞納分34万円余りを払わないと差し押さえると納付誓約書に書かれたため、110番連絡会で抗議し、未納額を24回分割で支払う方向にし、収入が安定するまでは毎月相談することになりました。

札幌社保協と国保・介護・後期高齢者医療110番連絡会は、相談会ビラをこの間団体機関紙などへ折り込んだり、団地などへ配布したり、相談者へのお知らせを積極的に行ってきました。